

一般社団法人日本建設機械施工協会  
機械部会 油脂技術委員会運用細則

【はじめに】

0. 本細則の目的

油脂技術委員会（以降「本委員会」と略称する）が設立されてから約20年が経過するが、これまでは、その組織体制・事業内容・運用などに関する議論が断片的に行なわれ、その内容が一部議事録や関連資料として記録されているものの、本委員会の運用を明文化したものは存在しない。

本細則は、過去において、本委員会で議論された内容を集約し、明文化されずに継承されてきた運用方法を文章化し、今後の本委員会の活動方法を明確化するとともに、改正の議論の土台を提供する目的で明文化するものである。

1. 委員会の名称

本委員会の名称は、油脂技術委員会とし、一般社団法人日本建設機械施工協会（以降JCMAと略称）の機械部会の下部組織として設置する。なお、英文名称は「Oil Technical Subcommittee (OTSC)」とする。

【目的と事業】

2. 設置の目的

建設機械には、燃料、潤滑油をはじめ多くの油脂類が使用される。これら油脂類は、建設機械の性能、信頼性、寿命、環境負荷などに大きな影響を与える。

本委員会は、建設機械に使用される油脂類の技術的課題を検討し、望ましい姿を明確化し、もって建設機械の社会に対する貢献を油脂技術の面から支えるために設置する。

3. 事業

上記目的を達成するために、本委員会は、建設機械に使用される油脂類に関する市場動向の調査、技術的問題点の検討とその解決に対する提言を行なう。

また、必要に応じて、油脂類の規格を制定して当該技術分野の標準化を推進するとともに、制定した油脂規格の維持・普及促進につき技術的観点から支援する。

さらに、既に制定した規格を運用するためJCMAをはじめとする関連業界団体で結成した「JCMA油脂規格普及促進協議会」と、その下部組織である「JCMA油脂規格運営委員会」の依頼により、運用マニュアルの原案を作成するなど、技術面のサポートを行なう。

## 【組織体制】

### 4. 役員

本委員会は、役員、委員、事務局、オブザーバーで構成される。

役員は、委員長 1 名、副委員長 1～2 名、担当委員数名で構成され、これに事務局を加えて幹事会を構成する。

委員長は、JCMA の団体会員のうち、いわゆる母機メーカーから本委員会に参加する委員で、前任の委員長が指名し、本委員会で合意を得た者が務める。委員長は、本委員会の代表として、委員会活動の計画を立案し、上部部に報告するとともに、定期的に開催される本委員会を主導し、その活動結果を上部部に報告する。委員長の任期は特に定めない。また、委員長は、前述した「JCMA 油脂規格普及促進協議会」の会長ならびに、「JCMA 油脂規格運営委員会」の委員長を兼任する。

副委員長は、委員長が必要と認める時に指名し、本委員会が認証した者が務める。副委員長は、委員長を補佐する。副委員長の任期は原則 2 年とし、必要に応じて任期延長は妨げない。

担当委員は、本委員会活動を推進するに当り、委員長が必要と認めた項目につき、責任を持って実行するとともに、取りまとめを行なう。担当委員は、委員長が指名する。担当委員の任期は定めないが、必要性に応じて臨機応変に任命・解任する。

事務局は、JCMA 本部事務局の技術部長がこれにあたる。事務局は、本委員会の運営に当り、幹事会と協力して委員長を補佐し、日程調整、会議場所の確保、議題の集約、会議資料の配付、会議出席者および議事録の取りまとめなどを行なう。また、本委員会の外部からの問い合わせに対する窓口として渉外活動に当たる。

幹事会は、事務局と協力して委員長を補佐し、日程調整、議題の決定、会議資料の作成、議事録の作成などを行なう。また、本委員会の外部からの問い合わせに対する対応や、本委員会の運営に関する方針を委員長に進言する。

### 5. 委員会組織

本委員会は、常設の分科会・小委員会は設けないが、必要に応じて期間を限定して分科会・小委員会を設けることができる。

分科会は、本委員会の事業目的を達成するために、特定の事業内容を検討するにあたり、その事業内容に関心の高い委員が集まって構成する。分科会の設置は、委員会の総意により決定し、委員長が分科会長を任命する。分科会の設置にあたっては、設置目的、活動内容、期待成果、設置期間、構成委員などを明文化し記録に残す。

小委員会は、本委員会の担当委員が取りまとめを行なう活動について、関心の高い委員の意見を集約するために、担当委員が随時開催することができる。小委員会を開催した場合、担当委員は遅滞なく議事録を本委員会に提出する。

## 6. 委員およびオブザーバー

本委員会の事業内容から、建設機械メーカ、機器メーカ、石油・潤滑油・グリースメーカ、添加剤メーカ、材料メーカなど幅広い関連業界より建設機械および油脂類に関する専門知識を持つ人材を委員として招聘することが望ましい。

一方、本委員会の運営費用は JCMA の団体会員の会費から支出されていることから、各委員は JCMA の個人会員もしくは団体会員から派遣される社員であることが好ましいが、非会員であっても、専門知識を有し、本委員会の活動に協力する意志のある委員を排除するものではない。

本委員会の委員は、委員長が適切と認める個人で構成され、新規に参画の希望があった場合は、委員長は当該希望者が本委員会の委員として適切か否かを判断し、新規参入の可否を決定することができる。なお、新規に参加する委員は、JCMA の団体会員に所属するか、JCMA の個人会員であることを原則とする。

オブザーバーについては、基本的には希望者の本委員会への参加を認めるが、特にオブザーバーの参加が本委員会の運営に支障を来す、もしくは悪影響を及ぼすと判断される場合は、委員長はオブザーバー参加を拒否する権限を有する。また、オブザーバーは、後述する本委員会の議決における議決権は持たない。

### 【委員会】

## 7. 油脂技術委員会の開催

本委員会は、各年度の上期に 1～2 回、下期に 1～2 回開催することを原則とする。委員長は、事務局に本委員会の開催を指示し（原則最低 1 か月前）、事務局は幹事会メンバーの都合を確認して開催日時を調整するとともに、議題を収集する。開催日程、議題が決まったら、事務局は委員長の了解を得て、開催案内書を各委員に送付する。なお、本委員会の委員あるいは、外部から議題の提案があった場合は、幹事会にて議題化の可否を検討し、必要であると判断されたら、議題に加える。

本委員会における基本的な審議事項としては、本委員会の設立目的と事業内容から、

- ① 建設機械に用いられる油脂類の市場動向
- ② JCMA 油脂規格の見直し、新規格の必要性審議
- ③ JCMA 油脂規格に関連する試験法の見直しと維持管理
- ④ JCMA 油脂規格の普及促進のための方策検討
- ⑤ 本委員会の年間活動計画の進捗管理

などを原則とし、必要に応じて検討項目を追加することができる。

本委員会開催後は、事務局は、各議題の話題提供者（基本的には幹事会メンバー）に議事録の作成を依頼し、委員長の確認を得た後、遅くとも会議後 1 か月以内に本委員会の委員に議事録を配布する。

なお、議事録は、後日遡って確認できるように、審議事項と審議内容、審議結果をなるべく正確に記述すること。とりわけ、決定事項については、必ず記載することが求められる。

## 8. 議決方法

本委員会において、議決が必要な場合、参加委員全員の賛成を原則とし、反対意見がある場合においても、全員が同意できるように努力するものとする。

ただし、個別企業間あるいは業界間で利害が対立し、どうしても全員の同意が得られず、かつ然るべき時期に本委員会としての意志決定の必要がある場合、投票による議決を行なう。その場合、委員の数による不公平を避けるため、個別企業から複数人の委員が参加している場合は1社1票に調整したり、業界間の議決票数を均等化したりすることにより、特定の企業あるいは業界が有利になるような状況を避けるための努力を行なう。

なお、オブザーバーは、本委員会の議決における議決権は持たない。

## 9. 費用負担

本委員会の活動に必要な費用は、各委員の所属企業・団体のボランティアな貢献を原則とする。

しかしながら、項目によっては、特定の企業・団体に負担が集中する場合があります。必要に応じて、また、金額に応じて JCMA に負担を求めることがある。その場合、事務局が JCMA との折衝に当たる。

以上

最終案作成日：2024年12月13日

### 原案作成委員会（機械部会油脂技術委員会）

役割	氏名	所属
委員長	石川 広二	日立建機株式会社
副委員長	浜口 仁	GS Caltex Corporation
	杉山 玄六	一般社団法人日本建設機械施工協会
	吉田 史朗	一般社団法人日本建設機械施工協会
	飯島 浩二	株式会社小松製作所
	武田 哲男	出光興産株式会社
	川淵 直人	株式会社タダノ
	中根 雅敏	住友建機株式会社
	魚谷 育弘	株式会社クボタ
	上田 浩司	コベルコ建機株式会社

	本多 高士	ENEOS 株式会社
	高柳 泉	シェルルブリカンツジャパン株式会社
	伊藤 道哉	シェルルブリカンツジャパン株式会社
	齋藤 和樹	コスモ石油ルブリカンツ株式会社
	引田 悠介	コスモ石油ルブリカンツ株式会社
	森 政仁	エボニックジャパン株式会社
	富松 幸亮	日本ルーブリゾール株式会社
	高橋 七郎	日本ルーブリゾール株式会社
	高西 知広	アフトンケミカル・ジャパン株式会社
	田中 修一朗	アフトンケミカル・ジャパン株式会社
	柳澤 祐介	シェブロンジャパン株式会社
	藤田 登	住鋳潤滑剤株式会社
	竹田 稜	日本グリース株式会社
	森元 正義	協同油脂株式会社
	米田 昌弘	株式会社ダイゾー ニチモリ事業部
	潮田 伸雄	TotalEnergies Lubrifiants S.A.
	シュレスタ ケダール	PETRONAS LUBRICANTS INTERNATIONAL SDN BHD
	葭田 真也	岡田商事株式会社
事務局	畑田 健	一般社団法人日本建設機械施工協会

(文責 浜口 仁)